

加古川市性同一性障害者に対する国民健康保険被保険者証等  
の記載に関する要綱

平成 30 年 5 月 11 日  
市 民 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、性同一性障害者から被保険者証等に記載する氏名及び性別の記載変更の申し出があった場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における「性同一性障害者」とは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）第 2 条に規定する性同一性障害者をいう。

2 この要綱における「被保険者証等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民健康保険被保険者証
- (2) 国民健康保険被保険者資格証明書
- (3) 国民健康保険高齢受給者証
- (4) 国民健康保険限度額適用認定証
- (5) 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- (6) 国民健康保険特定疾病療養受療証

(記載変更の申出)

第 3 条 氏名の記載を変更した被保険者証等の交付を希望する者は、国民健康保険被保険者証等への通称名及び性別の記載に関する申出書（様式第 1 号）に次に掲げる書類及び現在交付を受けている被保険者証等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医師の診断書その他の性同一性障害を有することを確認できるもの
- (2) 通称名が社会生活上日常的に用いられていることを確認できるもの

2 性別の記載を変更した被保険者証等の交付を希望する者は、前項の申出

書に現在交付を受けている被保険者証等を添えて市長に提出しなければならない。

(被保険者証等の記載変更)

第4条 市長は、前条の規定による申出書の提出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により氏名又は性別の記載内容を変更した被保険者証等を、前条の規定による申出を行った者に交付する。

(1) 前条第1項の規定による申出があった場合 被保険者証等の表面の氏名欄に通称名を記載し、裏面に戸籍上の氏名を記載する。

(2) 前条第2項の規定による申出があった場合 被保険者証等の表面の性別欄に「裏面参照」と記載し、裏面に戸籍上の性別を記載する。

(申出の撤回)

第5条 第3条の規定による申出の撤回を希望する者は、同条第1項の申出書に前条の規定により交付を受けた被保険者証等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出書の提出があった場合は、前条の規定による記載内容の変更を行わなかった場合に記載すべき氏名及び性別を記載した被保険者証等を、前項の規定による申出を行った者に交付する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

市受付印

様式第1号（第3条関係）

加古川市長 様

年 月 日

## 国民健康保険被保険者証等への通称名及び性別の記載に関する申出書

下記の留意事項に同意し、国民健康保険被保険者証等に

- 通称名の記載を求めます  
 証の表面に性別を記載しないことを求めます  
 申出の撤回を求めます

被保険者証番号								電話 番号	
申 出 者	住 所								
	氏 名							対象者から 見た続柄	
対 象 者	住 所	<input type="checkbox"/> 申出者と同じ							
	通称名	姓				名			
	氏 名 (本名)	姓				名			
生年月日		年		月		日			

## 【留意事項】

- この申出により被保険者証等に通称名を記載するのは、市長がやむを得ないと認めた場合のみです。
- 通称名の記載を申し出る場合は、以下の書類を添えてください。
  - 医師の診断書その他の性同一性障害を有することを確認できるもの
  - 通称名が社会生活上日常的に用いられていることを確認できるもの  
例：社員証、学生証、公共料金の請求書・領収書、賃貸借契約等の契約書等
- 通称名を記載する場合、証表面の氏名欄へ記載し、氏名（本名）は証の裏面に「戸籍上の氏名は〇〇」と記載します。
- 性別を表面に記載しない場合、表面には「裏面参照」と記載し、裏面に「戸籍上の性別は〇（男又は女）」と記載します。

(市記入欄)

整理番号									

証交付方法	受付者	確認者
窓口・郵送		
申出者本人確認		